

# 環境基本条例を可決

環境基本法に基づき、町の環境の保全、回復および創出について、基本理念を条例で定めるものです。なお、この条例が制定されることにより、具体的な施策を行っていくため、環境基本計画が策定されます。



スカイホール展望広場からのながめ

## 議員からの質疑（抜粋）

Q 環境基本計画の策定はいつ頃を予定しているのか。

A 19年度に基礎的な調査を行い、20年度に策定。

Q 環境学習の推進があるが、今後どのように取り組んでいくのか。

A 環境学習の機会・場所の提供等を考えているもので、具体的には環境基本計画の中で進めていきたい。

Q 環境審議会の設置はあるが、メンバーは公募によるのか。

A 全10人で、町民3人、事業者3人、学識経験者4人のうち、町民3人を公募する。

## 非常勤特別職報酬条例の改正を可決

### 町嘱託員の報酬を増額

特別職報酬等審議会の答申を受け、嘱託員報酬の限度額を月額22万円から35万円に引き上げるため、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものです。

## 特別職等給与条例の改正を可決

### 特別職・教育長の給与を減額

特別職（町長・助役・収入役）および教育長の給与について、都の特別職給与と同様に、地域手当引き上げ分に見合う給与月額の引き下げを行うため、瑞穂町の特別職の職員の給与に関する条例・瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例を改正するものです。なお、給与月額の減額は、町長7,000円、助役6,000円、収入役5,000円、教育長5,000円となります。



消防団の入退団式

## 職員給与条例の改正を可決

### 能力実績主義に

都の給与制度に準じ、町職員の給与を勤務成績に基づく査定昇給制度にするため、瑞穂町職員の給与に関する条例を改正するものです。

各議員の賛否は11ページに記載

## 議員からの質疑（抜粋）

Q 勤務評価は誰が行うのか。

A 係長以下の職員は一次評価を課長職が絶対評価をし、最終評価を助役、教育部局では教育長が相対評価で行う。管理職については、一次評価を助役、教育部局では教育長が絶対評価をし、最終評価を町長が行う。

## 石畠財産区の土地売却を可決

A 評価者の自覚が前提。また、評価基準の統一性を確保するため、評価者研修を行っている。

石畠財産区が所有する土地約12,400m<sup>2</sup>と管理柵を合わせて6,382万8,838円で、都の野山北・六道山公園整備事業用地として売却するものです。

## 陳情審査

陳情書 瑞穂町議会議員の見識を問う件

審査結果…議員参考配布  
JR不採用問題の早期解決に関する陳情